

第四次地域管理経営計画書 第二次変更計画書

(渡島檜山森林計画区)

計画期間

自	平成22年4月	1日
至	平成27年3月	31日

經常計画策定年月日：平成22年3月30日

第一次変更計画策定年月日：平成23年3月30日

第二次変更計画策定年月日：平成24年3月30日

北海道森林管理局

渡島檜山森林計画区の第四次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき変更するものである。

- 1 「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正について（平成23年11月2日付け23林国経第24号）に基づき記載事項を変更する。
- 2 生物多様性の確保に資するために奥尻植物群落保護林及びチリチリ川植物群落保護林を拡充し、これに伴い機能類型等を変更する。
- 3 森林・林業再生プランを踏まえ、効率的な路網整備や間伐等の森林施業を推進するため、また高度な知識・技術と豊富な実務経験を有する人材を育成するため、林道にかかる計画及び林業技術の指導、普及に関する計画を変更する。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
 - (1) 国有林野の管理経営の基本方針
 - ウ 持続可能な森林経営の実施方向 ----- (5) 1
 - エ 政策課題への対応 ----- (8) 1
 - (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項
 - イ 機能類型ごとの管理経営の方向 ----- (10) 2
 - ① 水土保持林における管理経営に関する事項 ----- (10) 2
 - ② 森林と人との共生林における管理経営に関する事項 ----- (11) 3
 - ④ その他 ----- (-) 3
 - ウ 地域ごとの機能類型の方向 ----- (13) 4
 - (4) 主要事業の実施に関する事項
 - エ 林道の開設及び改良の総量 ----- <1> 7
- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
 - (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 ----- (20) 7
- 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項
 - (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項
 - エ フォレスターの育成 ----- (-) 8

- 注：1 () 書は変更前の計画書の頁であり、< > 書は第一次変更計画書の頁である。
- 2 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、下線部が変更・追加等の箇所であり、変更項目以外に森林管理署管轄区域の整序に伴う再編事項が含まれている。
 - 3 現行の計画書及び別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」の本文中にある「作業道」は「林道」へ、「作業路」「作業路網」は「森林作業道等」へそれぞれ読み替えることとする。

【変更項目】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ウ 持続可能な森林経営の実施方向

① 生物多様性の保全

【現行計画】

北限のブナを含む渡島半島及び奥尻島内の国有林のブナを主体とする保護林について、より健全な交配や特徴的なブナ林の保護を図るため、周辺林分の現況等を勘案して保護林の拡充を検討する。

【変更計画】

植物群落保護林である「奥尻保護林」・「チリチリ川保護林」は日本のブナ林の北限地帯であり、これまでもその保護を図っているところであるが、遺伝子の調査結果から当該ブナ林に特異性が認められたため、保護林の区域を拡充し、より一層の生物多様性の確保に資することとする。

⑥ 社会の要望を満たす長期的、多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

【現行計画】

北限のブナを含む渡島半島及び奥尻島の国有林内のブナを主体とする保護林について、より健全な交配や特徴的なブナ林の保護を図るため、周辺林分の現況等を勘案して保護林の拡充を検討する。

【変更計画】

植物群落保護林である「奥尻保護林」・「チリチリ川保護林」は日本のブナ林の北限地帯であり、これまでもその保護を図っているところであるが、遺伝子の調査結果から当該ブナ林に特異性が認められたため、保護林の区域を拡充し、より一層の生物多様性の確保に資することとする。

エ 政策課題への対応

森林との共生【貴重な森林の保全・整備】

【現行計画】

② 北限のブナを含む渡島半島及び奥尻島の国有林内のブナを主体とする保護林について、より健全な交配や特徴的なブナ林の保護を図るため、周辺林分の現況等を勘案して保護林の拡充を検討する。

【変更計画】

② 植物群落保護林である「奥尻保護林」・「チリチリ川保護林」は日本のブナ林の北限地帯であり、これまでもその保護を図っているところであるが、遺伝子の調査結果から当該ブナ林に特異性が認められたため、保護林の区域を拡充し、より一層の生物多様性の確保に資することとする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

イ 機能類型ごとの管理経営の方向

【現行計画】

本森林計画区の国有林野を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて以下のとおり管理経営を行うこととする。

(単位：ha)

国有林野面積	水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	その他
257,625 (100)	199,644 (78)	56,965 (22)	980 (-)	36 (-)

注：1 () 書きは構成比(%)

2 「その他」は、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されない森林原野。

【変更計画】

本森林計画区の国有林野を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて以下のとおり管理経営を行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要の施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、地域ごとのニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

(単位：ha)

国有林野面積	水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	その他
257,625 (100)	<u>198,276</u> <u>(77)</u>	<u>58,333</u> <u>(23)</u>	980 (-)	36 (-)

注：1 () 書きは構成比(%)

2 「その他」は、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されない森林原野。

① 水土保持林における管理経営に関する事項

水土保持林の面積

【現行計画】

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	84,517	115,127	199,644

【変更計画】

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	<u>83,257</u>	<u>115,019</u>	<u>198,276</u>

② 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林の面積

【現行計画】

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	自然維持タイプ	計
面 積	10,446	46,519	56,965

【変更計画】

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	自然維持タイプ	計
面 積	10,446	47,887	58,333

④ その他

【現行計画】

記載なし

【変更計画】

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と国有林の機能類型との関係

機 能 類 型			公益的機能別施業森林			
			水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健・文化機能維持増進森林
水土保全林	国土保全タイプ	土砂流出崩壊防備	○	○		
		気象害防備	○	○	○	
	水源かん養タイプ		○			
森林と人との共生林	自然維持タイプ		○	※		○
	森林空間利用タイプ		○	※		○
資源の循環利用林			○			

※公益的機能別施業森林区分の「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」は、立地条件により「森林と人との共生林」の一部を含む。

【森林管理署管轄区域の整序に伴う再編事項】

ウ 地域ごとの機能類型の方向

本森林計画区は、渡島東部地域、渡島西部地域、渡島北部地域、檜山南部地域、檜山北部地域、檜山奥尻島地域に大別され、各地域ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

(7) 渡島東部地域「檜山森林管理署5003～5250、6001～6090、6142～6146林班

(北斗市) 6151～6156林班(函館市)、渡島森林管理署1001～1201林班(森町) 2091～2141、2147、2148林班(七飯町)」

大野川源流部は、函館圏の重要な水源地域でほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源かん養機能の発揮が期待されているため主に「水土保持林」に区分し管理経営を行う。

茂辺地自然観察教育林は、景勝地である「盤の沢」を核として森林内に段差がなく木材を利用した散策路や樹木園の整備等を行ってきており、近年、散策路等のバリアフリー化も進んだことから自然観察教育林を中心として幅広い対象者が活用できるよう管理経営を行う。また、当地域はスギの優良な人工林が造成されていることから、道南スギ等の産地銘柄材の形成に寄与するよう努めることとする。

落部流域、濁川流域、駒ヶ岳山麓や宿野辺川流域は、土砂流出防備保安林に指定され、山地災害防止機能等の発揮が求められている森林であり、これらの森林を主に「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

小沼周辺、東大沼、駒ヶ岳周辺は国定公園、道立自然公園の恵山周辺、鳥崎地区はレクリエーションの森に指定され、優れた景観を有しており自然環境の維持を図ることが求められている森林であり、主に「森林と人との共生林」に区分し管理経営を行う。

(イ) 渡島西部地域「檜山森林管理署3001～3219、3225林班(木古内町) 3220～

3224、4001～4056、4059、4061～4116、4233～4249、4251～4262、4264～4269、4273～4279林班(知内町) 4117～4126、4128～4232林班(福島町)」

本地域は、基盤岩が露出し、谷の深い急峻な長い斜面地形を呈している箇所が多く、こうした箇所における施業困難地や更新困難地、また亜高山帯のダケカンバ林などを「森林と人との共生林」に区分して自然の推移に委ねることとする。

また、本地域におけるブナの天然林の多くは、保護林や保護樹帯等として設定されており、地域の森林生態系を維持し、野生生物の生息・生育地を提供し、小動物の自由な移動の場となっているなど、自然環境の保全にかかわる多くの働きを持っている。

このブナ天然林については、渡島半島一帯がブナの北限地帯となっていることを踏まえ、生物多様性の保全に資する観点から、積極的に保全していくものとする。

なお、こうしたことから、網の目状に配置された保護樹帯等の連続した天然林

の維持に努めるとともに、今後も原則的に天然林として推移させる管理経営を行う。

(ウ) 渡島北部地域「渡島森林管理署1～179、183～352、557林班(八雲町) 353～556林班(長万部町)」

本地域は、源流部が国有林となっている遊楽部川及び長万部川、紋別川、ワルイ川、国縫川、野田追川等、河川延長が短い河川が半島の脊梁部から噴火湾へ流入している。また、淡水域や海水域への土砂流出防止や水源かん養機能が期待される森林が広範囲にわたって存在する地域であり、主に「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

長万部岳(972m)、太櫓岳(1,053m)、鍋岳(928m)、雄鉾岳(999m)、砂蘭部岳(984m)の脊梁部は谷が深く急峻で多量の積雪があることから、国土保全の機能を重点的に発揮させる。

長万部岳登山口の二股温泉、雄鉾岳登山口の鉛川温泉周辺の森林は優れた景観を有しており、自然環境の維持を図ることが期待されているため、これらの地域を主に「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行う。

(エ) 檜山南部地域「檜山森林管理署1～27、30～129、131～298、300～323、327～329、334～544、547林班(厚沢部町) 1373～1495林班(乙部町) 330～333、545、2001～2043林班(江差町) 2044～2378林班(上ノ国町)」

支流安野呂川、支流鶉川流域は大部分がブナ林、ダケカンバ林等の天然林で、本流厚沢部川の南側の八幡岳周辺は集団的に成立するヒバ林やブナ、ミズナラが生育する天然林となっている。これらの天然林については、渡島半島一帯がブナ、ヒバの北限地帯となっていることを踏まえ、生物多様性の保全に資する観点から、積極的に保全していくものとする。

また、これら天然林については、地域に所在する国有林が個々にもつ水源かん養機能や国土保全機能、保健文化機能等の公益的機能に十分に配慮することとし、主に「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

ダケカンバ林が発達する亜高山帯の更新困難な森林や、ブナ帯上部等の地形が急峻で施業困難な森林は、地域における森林生態系保全への寄与、野生生物の自由な移動の場としての重要な働きを持っていることから、保護樹帯等として地域全体に広く配置されており、「森林と人との共生林」として管理経営を行う。

日本海に面している砂坂の海岸林は、冬の季節風をさえぎり内陸部への飛砂を防いで、後方保全対象に当たる地域の生活や産業等の環境保全に大きく寄与している。この砂坂海岸林と併せて、土砂流出防止機能の高い保安林指定地等は、国土保全機能を重点的に発揮させる管理経営を行う。

この地域は、松前藩時代から禁伐林(留山)等のヒバ林の有効な保護政策がとられており、明治時代以降、国有林に引き継がれてからも保護政策は継続され、持続的にヒバ材が供給され続けてきた。

しかしながら、渡島半島一帯がヒバの北限地帯となっていることを踏まえ、生

物多様性の保全に資する観点から、北限のヒバ林として天然記念物に指定されている椴川のヒバ林をはじめ積極的に保全していくものとする。

なお、地すべり等の多い上の沢、湯ノ沢～桧内沢等は、土砂流出防止機能の発揮が求められる森林であることから主に「水土保持林」に区分する。

また、湯の岱ブナ公園については、木材の生産や森林造成等の森林施業を展示する森林で、「森林と人との共生林」として管理経営する。

乙部地域は、スギの林業的植林活動（経済林）としての北限であり、地域銘柄材（乙部スギ）の生産地の形成に民有林、国有林が一体となって取り組んでいる地域である。

また、巨樹・巨木100選に選定された縁桂周辺は「森林と人との共生林」に区分し、文化的、教育的、保健休養的な諸活動のための場の提供等に寄与する管理経営を行う。

(オ) 檜山北部地域「渡島森林管理署4001～4396、5205～5210林班（今金町）5001～5204、5211～5249、5416～5421、6001～6148、6496～6498林班（せたな町）7149～7372、7499林班（八雲町）」

本地域は、後志利別川の北側に狩場山（1,520m）、メップ岳（1,147m）が、南側に遊楽部岳（1,277m）がそびえており、これらの山岳を中心に国有林野が所在している。とくに須築川流域は、「狩場山地須築川源流部森林生態系保護地域」等の原生的な自然環境に恵まれており、その保存が求められており、「森林と人との共生林」に区分し管理経営を行う。

また、これらの森林と人との共生林は尾根を中心に区分されているが、山の中腹あたりから山裾にかけては水源かん養機能等の発揮が求められていることから主に「水土保持林」に区分し管理経営を行う。

さらに、茂津多岬から尾花岬までの海岸沿いは土砂流出防備保安林に指定されており、崖下の集落や道路を守る山地災害防止機能等の発揮が求められていることから主に「水土保持林」に区分し管理経営を行う。

メップ岳（1,147m）、利別岳（1,021m）、カニカン岳（981m）などの山頂にある規模の小さいハイマツ群落、振興局界から広範囲の山域に発達するダケカンバ林、ブナ林等の高地の森林や急峻な地形で土砂の流出等が危惧され施業が困難な地域に成立する森林等については、森林生態系の維持、野生生物の生息・生育環境として重要な役割を担っており、「森林と人との共生林」に区分し管理経営を行う。

ブナ帯に成立するトドマツ天然林の「種川トドマツ保護林」や特定地理等保護林の「ピリカ温泉鍾乳洞保護林」は、「森林と人との共生林」に区分し自然の推移を基調として保護管理する。

また、美利河温泉や美利河スキー場やその周辺の森林は地域の人々に利用されており、「森林と人との共生林」に区分し管理経営を行う。

日進岬～美利河稲穂岬間は、下流域の水源として、利別川の源流域は今金町の水源となっており、湧水緩和・洪水緩和、水質浄化等の水源かん養機能の発揮が

期待されている。また、下ハカイマップ川上流域、オチャラッペ川下流域等は山地災害防止機能の発揮が求められている森林であり、こうした森林を主に「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

(カ) 檜山奥尻島地域「檜山森林管理署2379～2474林班（奥尻町）」

本地域は、奥尻国有林の森林の特徴である風衝樹形と、指標植生であるダケカンバによる標高区分、ブナの分布・拡大の分水嶺となる山地尾根部森林帯が見られる。

また、渡島半島におけるブナ林の中で遺伝子調査を実施した結果、奥尻島に生育するブナ林において特異的な対立遺伝子が多く認められ、遺伝的多様性確保のためには広範囲に渡って多様なブナ林パターンを取り込むことが重要であることから、奥尻保護林を拡充した。これに伴い、自然の推移に委ねる「森林と人との共生林」の自然維持タイプに区分し、管理することとした。また、島の東側は主に「水土保持林」に区分し、土砂の流出防止等の機能を発揮させるよう管理経営を行う。

(4) 主要事業の実施に関する事項

エ 林道の開設及び改良の総量

【現行計画】

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
	32	100,900	27	1,730

【変更計画】

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
	33	109,900	27	1,730

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

【現行計画】

(略)

また、北限のブナを含む渡島半島及び奥尻島の国有林内のブナを主体とする保護林について、より健全な交配や特徴的なブナ林の保護を図るため、周辺林分の現況等を勘案して保護林の拡充を検討する。

保護林

種 類	箇所数	面積 (h a)
森林生態系保護地域	1	2, 7 3 2. 2 9
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	5	7 8. 1 9
植物群落保護林	1 1	2, 1 9 3. 7 8
特定動物生息地保護林	—	—
特定地理等保護林	1	5. 0 0
郷土の森	—	—
総 数	1 8	5, 0 0 9. 2 6

【変更計画】

(略)

また、植物群落保護林「奥尻保護林」・「チリチリ川保護林」は日本のブナ林の北限地帯であり、これまでもその保護を図っていたが、遺伝子の調査結果から当該ブナ林に特異性が認められたため、保護林の区域を拡充し、より一層の生物多様性の確保に資することとする。

保護林

種 類	箇所数	面積 (h a)
森林生態系保護地域	1	2, 7 3 2. 2 9
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	5	7 8. 1 9
植物群落保護林	1 1	4, 3 2 8. 3 3
特定動物生息地保護林	—	—
特定地理等保護林	1	5. 0 0
郷土の森	—	—
総 数	1 8	7, 1 4 3. 8 1

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

エ フォレスターの育成

【現行計画】

記載なし

【変更計画】

森林・林業再生プランのポイントでもある持続可能な森林経営を実現していくため、森林経営計画の認定・実行監理など森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援する新たな人材として、高度な知識・技術と豊富な実務経験を有するフォレスターを育成する。